

広島県都市計画審議会

第2回都市政策部会

議事録

- 1 日時 平成30年9月3日(月)14:00～15:49
- 2 場所 広島県庁北館2階 第1会議室(広島市中区基町10番52号)
- 3 出席委員 別紙のとおり
- 4 議題等 広島県都市計画制度運用方針の見直しについて
- 5 担当部署 広島県土木建築局都市計画課施設計画グループ
(082)513-4117(ダイヤルイン)
- 6 議事録

目 次

1 開会	1
2 議事	3
(1)第1回都市政策部会の修正案について	3
(2)将来像の実現に向けた課題について.....	13
(3)都市づくりの取組テーマについて.....	13
(4)運用方針の体系図について	13
3 閉会	33

広島県都市計画審議会 第2回都市政策部会

1 開会

開会 14:00

○司会 お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただ今から、広島県都市計画審議会 第2回 都市政策部会を開催いたします。

委員の皆様には、ご多用のところご出席いただき、また7月5日の第1回都市政策部会及び7月26日の第240回都市計画審議会では、貴重なご意見をいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、まず皆様にお配りしております資料の確認をお願いいたします。本日お手元にお配りしておりますのは、会議次第、配席表、資料一覧、資料1として都市政策部会 委員及び幹事名簿、資料2 広島県都市計画制度運用方針の見直しに係る検討スケジュール、資料3 意見要旨、資料4-1 都市における課題・潮流及び広島県における都市の目指すべき将来像、資料4-2 意見対応整理表、資料5 都市における課題・潮流(補足資料)、資料6 運用方針の体系図及び都市づくりの取組テーマ、資料7 将来像の実現に向けた課題です。

資料の漏れはございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

次に、前回の審議会以降に委員の異動がございましたので、ご紹介いたします。恐れ入りますがお手元の資料1 委員名簿をご覧ください。

審議会条例第2条第1項第2号の「関係行政機関の職員」からの委員でございますが、平成30年8月17日付けで、新たに土肥 豊 中国運輸局長にご就任いただいております。

本日は代理で村田様にご出席いただいております。どうぞよろしく願いいたします。

議事に入ります前に、検討の経緯と今後の進め方についてご説明いたします。

資料2の都市計画制度運用方針の見直しに係る検討スケジュールをご覧ください。

7月5日に第1回部会を開催し、都市における課題・潮流、広島県における都市の目指すべき将来像についてご意見をいただきました。

今回の第2回部会では、第1回部会や都市計画審議会でもいただいたご意見に対する対

応方針と修正案についてご説明した後、都市の目指すべき将来像に対し、それらの実現に向けた課題から都市づくりの方針及び取組テーマなど、新たな運用方針の根幹となる部分についてご検討いただく予定でございます。

次回の第3回部会では、具体の制度運用方策についてご検討いただく予定でございます。第4回部会では、第3回までの部会でご検討いただいた内容を反映した広島県都市計画制度運用方針の素案を作成し、その内容についてご検討いただく予定でございます。ご検討いただいた素案については、その後パブリックコメントを行います。そのパブリックコメントの結果を受けて、第5回部会において、運用方針の報告案を作成し、来年度7月を目標に、都市計画審議会へ報告を行い、答申案の審議を行っていただく予定としております。

本日の会議時間は約2時間を予定しております。

それでは、これからの議事は、審議会運営規程第18条により、部会長が「部会の会議の議長」となっておりますことから、藤原部会長、よろしく願いいたします。

○藤原部会長 皆さんこんにちは。暑い中お集まりいただきましてありがとうございます。また台風がやってきそうで、今年ほど天気予報を見る機会が多い夏はないのですが、若干、コースによっては、また被害が出ないか心配しているところでございます。

それでは、さっそくですが、これより議事に入りたいと思います。よろしく願いいたします。本日の出席委員は7名です。2分の1以上の出席となっておりますので、審議会運営規程第17条第3項によりまして、この会は有効に成立することをご報告いたします。

議事録署名委員を指名したいと思います。今回は渡部伸夫委員と渡邊一成委員、ご兩名にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

それではお手元の会議次第に従いまして、議事を進めてまいります。

まず、始めに、前回の部会や都市計画審議会での意見を踏まえた修正案につきまして、事務局よりご説明いただきます。その後、本日の検討テーマである都市づくりの方針や取組テーマ、将来像の実現に向けた課題について、事務局よりご説明いただいたのちに、意見を頂戴したいと思います。

それでは事務局からご説明をお願いいたします。

2 議事

(1) 第1回都市政策部会の修正案について

—都市における課題・潮流及び広島県における都市の目指すべき将来像—

○事務局 都市圏魅力づくり推進課の岡田でございます。よろしくお願いいたします。私からは、前回の部会や都市計画審議会でもいただいたご意見等を踏まえた修正案について説明させていただきます。説明の流れとして、まず資料3により前回の部会や都市計画審議会でもいただいたご意見を報告させていただきます。その後、資料4-1により資料の修正案について説明させていただきます。

それではまず、前回の部会や都市計画審議会でもいただいたご意見についてご報告させていただきます。資料3をご覧ください。

前回の部会や都市計画審議会でもいただきました意見について、将来像ごとに大きく6つに分類して整理しております。前回の部会でいただいた意見につきましては、都市計画審議会でも報告させていただきましたので、今回は、下線を引いております。都市計画審議会でもいただいたご意見について、確認させていただきます。

まず「コンパクト＋ネットワーク型の都市」に関するものでございます。

「都市機能の拠点間ネットワークの形成はもちろん、代替交通などのバックアップ体制の充実も必要」という意見がございました。

次のページをご覧ください。続いて「魅力あふれる都市」に関するものでございます。

「多様な人材を惹きつけるためには、質の高い魅力的な空間の形成だけではなく、多様な魅力が必要」という意見がございました。

続いて「住民主体のまちづくりが進む都市」に関するものでございます。

今回の豪雨災害を受けて、学生からの意見として「ラインなどのネットワークを通じて、知らない人同士でもすぐにつながることができ、困っている人を助けることができた。こういう機会を通じて人と人とのつながりを実感することができた」という意見や、「人間同士のネットワークが重要であり、それを育成できるような都市づくりが重要」という意見がございました。

これらのご意見などを踏まえまして、資料を修正しております。

資料4-1をご覧ください。朱書きで記載されている箇所が修正した部分となります。資料の左上をご覧ください。まず我々が目指している広島県全体の目指す姿や、取組みにあた

っての視点を明確にした上で検討を進める必要があることから、広島県の総合計画である「ひろしま未来チャレンジビジョン」に掲げる基本理念や目指す姿、またこの目指す姿の実現に向けて、広島県独自の強みや広島県が元々持っている素地を生かし、広島県ならではの取組みを行うにあたっての3つの視点を改めて記載しております。

広島県の総合計画である「ひろしま未来チャレンジビジョン」は、「将来にわたって『広島に生まれ、育ち、住み、働いてよかった』と心から思える広島県の実現」を基本理念とし、目指す姿として、仕事や暮らしに対する希望を「かなえられる」と感じることができる社会を作り出すことで、仕事と暮らしのどちらも諦めずに追求する、欲張りなライフスタイルを実現することを掲げております。

こうした、仕事も暮らしも充実したライフスタイルが、県民・地域の活力の源となり、県内外の人からも「住んでみたい」とうらやましがられるような大きな魅力とするための視点として、3つの視点を書いております。生産性や利便性を向上させる「イノベーション」、また、家族と一緒に暮らしやすい社会を実現することで、様々な世帯形態の人々みんなが暮らしやすい社会につなげる「ファミリー・フレンドリー」、さらに、充実した都市機能と山も海もある豊かな自然が近接し、県内どこに住んでいても短時間の移動でその両方を楽しむ「都市と自然の近接ライフ」を、他の地域と差別化できる大きな魅力と考えています。

こうした基本的な考え方や、いただいたご意見などを基に、県全域の都市における課題・潮流を再整理いたしました。修正したもののうち、主なものを申し上げます。

まず、都市構造の視点です。低密度に拡散した市街地などにおいて、「安全・安心に暮らせることを主軸としたまちづくり」というご意見を踏まえ、コンパクトな都市を効率的な日常サービスの提供の面だけでなく、安全・安心の観点からも推進していく必要があることから、「土砂災害警戒区域内など災害リスクの高い地域に市街地が存在するなど災害に対して脆弱な都市構造となっている。」という記述を追加しております。

また、「一律の考え方ではなく、人口減少の周辺都市を合併した市町があるということを認識した都市計画とはどうあるべきか」というご意見を踏まえ、「市町村合併が進んだことにより、住民サービスの維持・向上や広域的なまちづくりに一定の成果が得られた一方、中心となる地域は整備されるが、周辺部は取り残される恐れがあることなどが懸念されている」という記載を追加しております。

恐れ入りますが、別冊の資料5の11ページをご覧ください。左側の図は、広島県の市町村合併の動向を示しております。広島県の市町村数は、広島県都市計画制度運用方針が

策定された平成14年当時は86市町村でありましたが、合併により、現在は23市町となりました。右側は、市町村合併の成果と今後の課題を示しております。合併市町へのアンケート及びヒアリングによりますと、合併の成果として、「住民サービスの維持・向上」や「広域的なまちづくり」について一定の成果が得られた一方、中心となる地域は整備されるが、周辺部が取り残される恐れがあることについては、課題としてとらえている市町が多いことが伺えます。

資料4-1にお戻りください。「通信や自動運転等の新技術のまちづくりへの反映のあり方など、県が指導力を発揮してもらいたい」というご意見を踏まえ、「近年の情報通信技術の発展により、人やモノがインターネットでつながるなど、暮らしが大きく変革しつつあり、こうした技術革新を暮らしの質の向上に役立てるための環境の整備が求められている。」という記載を追加しております。

次の、県内外から魅力ある地域として選ばれるための視点ですが、都市間競争の激化において、「連携中枢都市圏は広島県のエンジンであり、段階的な展開の記述が良いのではないか。」というご意見を踏まえ、「広島県や中四国の発展を牽引するためには」という表現に修正しております。また、U,I ターンによる定住対策で、ターゲットを明確にする必要があると考え、「特に生産年齢人口の」という表現を追加しております。

次に交流人口の増加です。「広島らしさ、広島の魅力打ち出すことが必要」というご意見や、「多様な人材を惹きつけるためには、質の高い魅力的な空間の形成だけでなく、多様な魅力が必要。」というご意見がございました。ご意見を踏まえ、「厳島神社・原爆ドームの2つの世界文化遺産をはじめとした多様な地域資源が存在する。」という記載や、「多様な魅力を生かしたまちづくり」という記載を追加しております。

恐れ入りますが、先ほどの資料5の17, 18ページをご覧ください。本県には、代表的な厳島神社・原爆ドームの2つの世界文化遺産をはじめ、歴史的なまちなみ保存地区や、伝統文化である神楽、三段峡や帝釈峡などの豊かな自然、しまなみ海道や鞆の浦などの瀬戸内の魅力など多様な地域資源が存在しております。

資料4-1にお戻りください。次に県民一人一人が地域に愛着と誇りを持ち、住み続けるための視点です。ものづくり産業の集積と将来的な地域経済の縮小の懸念では、「広島らしさやポジティブな現状も入れるべき」などのご意見を踏まえ、「県内には、基礎素材型産業、加工組み立て型産業等のオンリーワン・ナンバーワン企業が数多く存在しており、ものづくり産業の集積に強みがある。」という記載を追加しております。また、日常生活サービスの維持・向上においては、「二次医療圏ごとのがん診療連携拠点病院の確保等、医療施設の充

実が図られている。」という記載を追加しております。このほか、「子育て、教育環境が充実すれば、人が住み続け、生活基盤も維持される」というご意見がございました。こうしたことから、次の項目の日常生活サービスの例示に「教育や福祉」を追加しております。

資料5の28ページをご覧ください。左側の図は、県が定める二次保健医療圏において、がん診療連携病院が適宜、配置されている状況を示しております。右側の図は、内科を標榜する医療機関への所要時間は、一部の島しょ部や山間部を除くとほとんどの地域で30分以内のアクセスが確保されている状況を示しております。

資料4-1にお戻りください。災害・地球環境問題ですが、本年7月に発生した豪雨災害などを踏まえ、「自主防災組織の組織率の向上など防災に対する意識は高まっているが、平成30年7月豪雨において県下の広範囲に甚大な被害が発生するなど、がけ崩れや、溪流からの多量の土砂流出による土砂災害などによる被害が多発している。」という表現に修正しております。

資料5の30ページをご覧ください。平成30年7月豪雨による8月13日現在の県内の被害状況を示しております。都市以外の地域を含む県内全域の数字でございますが、土砂災害等により死者・行方不明者114名、住宅も全壊・半壊など13,000棟以上が被害を受ける甚大な被害が発生しました。

資料4-1にお戻りください。これまで申し上げましたように、県全域の都市における課題・潮流を踏まえ、広島県における都市の目指すべき将来像についても再整理したところでございます。

資料の右半分のページの説明に移らせていただきます。

まず将来像のイメージについてでございます。前回の将来像のイメージでは、質と機能として、「活力」「魅力」「安全・安心」の3つを掲げ、互いを同等として3つの輪を描いておりました。今回、「安全・安心に暮らせることを主軸にしたまちづくり」というご意見などを踏まえ、将来像の質と機能の中でも、安全・安心に暮らせることは、最も基本となるべきことであることから、「安全・安心に暮らせる」をベースとして、その上に「魅力」と「活力」が乗っているという形に見直しを行いました。また、行政主体ではなく、まちづくりの主体は住民であり、行政がサポートしていく必要があることから、主体の欄を記載のように修正しております。

次に、各将来像についてでございます。「コンパクト＋ネットワーク型の都市」につきましては、「災害に対して脆弱な都市構造」という課題を踏まえ、「日常サービスを効率的に提供するため、日常生活機能の集約などによる市街地の適切な密度の確保とともに、安全・安心に

暮らせる環境を確保するため、災害リスクの低い土地への居住誘導」という表現に修正しております。また、近年の情報通信技術の発展などの潮流を踏まえ、「現状の車社会を踏まえた公共交通や超小型モビリティなどの新技術の導入・転換による交通ネットワークの充実と、情報通信技術などの技術革新の進展を踏まえた情報ネットワークの充実による人・モノ・情報の高密度な交流の実現」という記載を追加しております。さらに、「代替交通などのバックアップ体制の充実」というご意見を踏まえて、「重層的な」という表現を追加しております。そのほか、広島の地区特性や市町村合併などが行われてきた都市の作られ方を踏まえ、「行政区域にとらわれず、都市部や中山間地域の都市構造などそれぞれの地区の特性や地域資源を踏まえた、独自性のあるまちづくりの推進」という表現を追加しております。

次の「活力を生み出す」につきまして、都市間競争の激化や広島県の目指す姿でもある「仕事も暮らしも。欲張りなライフスタイルの実現」、「イノベーション」などを踏まえ、「広島県が誇るものづくり産業を生かしつつ、クリエイティブな人材や産業のさらなる集積により、創造性が高く先進的なものづくりや新たな価値を生み出す独創的なビジネスモデルなどが創出されるイノベーションを通じて、経済成長を促進する魅力ある雇用・労働環境の創出」「全ての人々が生きがいや達成感を持って仕事に取り組みながら、健康的に暮らしを楽しむことができる生活環境の整備」という記載を追加しております。また、広域連携中枢都市圏の中核都市への高次都市機能の集積・強化だけでなく、他都市においても「市街地中心部への都市機能の集約や新たな都市機能の呼び込みによるにぎわいの創出」を図る必要があることから、記載のように修正しております。

次の「魅力あふれる」につきまして、広島県の特長である、「自然と都市が融合した暮らし」、「『平和』をキーワードとする世界的な知名度」、「内海と山々が織りなす食文化」という表現を追加しております。

「安全・安心に暮らせる」につきましては、災害・地球環境問題の課題等を踏まえ、「県民の生命、身体及び財産を保護するため、自主防災組織、行政等が連携し、ハード・ソフト対策が一体となった総合的な防災・減災対策による安全・安心に暮らせる環境の整備」という表現に修正しております。また、「前向きなキーワードとして『健康』を入れられないか」というご意見もございましたので、日常生活サービスの維持・向上の課題等を踏まえ、「子育て世帯が生活しやすい、子育て、教育環境の整備や、高齢者にも生活しやすい、都市基盤整備がされるなど、日常生活機能が維持された、誰もが健康で安心して暮らせる居住環境の形成」という表現に修正しております。

最後の「住民主体のまちづくりが進む」につきましては、住民ニーズや価値観の多様化を踏まえ、住民による自発的なまちづくりを促進していく必要があることから、「まちづくりの担い手として住民が自発的に街づくりに参加することを促進し」という表現を追加しております。また、「人と人とのつながりを基軸とした住民主体のまちづくりが持続的に行われる体制や基盤の整備など行政との連携によるまちづくりの推進」という表現に修正しております。

以上、簡単ではございますが、前回の部会や都市計画審議会でもいただいたご意見等を踏まえた修正案についての説明を終わります。以上でございます。28

○藤原部会長 ありがとうございます。

それではしばらく時間を取りますので、ただ今ご説明いただきました内容につきまして、何かご質問、ご意見等ございましたら伺いたいと思います。いかがでしょうか。

○渡邊委員 かなり手を入れていただいてありがとうございます。個人的にこの「欲張りなライフスタイル」というフレーズが気に入って、すごくいいなと思った次第です。その中で2つほどお願いというか、気になるところがあります。

「健康」という言葉を入れていただいて、すごくよかったと思うのですが、もうちょっと強めに、例えば資料4-1の右側、下から2つめに、「安全・安心に暮らせる」の前に、「健康で安全・安心に暮らせる」みたいなところを入れていただいて、併せて一番上の将来像のイメージのところも、下支えしている「安全・安心に暮らせる」のところに「健康で安全・安心に暮らせる」と入れられないかなと思った次第です。なぜかという、広島県下、広島市もそうですし、うちの福山市、隣の尾道市もそうですが、結構自転車利用が盛んで、平地が多く、比較的晴れの日が多いという気候特性もあって、自転車利用はこれからも推進されるのではないかと一つ。もう一つは、逆にいうと、過度な車依存からの脱却というのは当然必要なところなので、何かその先には健康があるみたいな、そういったところで少し強めに出せないかと思ったのが一つです。

もう一つだけ、農業の話です。先ほどの県内の特長の中でもかなり世羅の農業だとか第六次産業化だとか、結構そういった取り組みもあって、この都市と農との関係はすごく重要な部分ではないかと思っています。そういう意味で、産業面では比較的事物づくりの方はきちんと書かれているのですが、農業の六次産業化だとかそういったところ、つまり都市的な土地利用と農的な土地利用との関係性というのは先々議論になると思うので、ちょっとその辺も加えていただくといいかなと思った次第です。

○事務局 ありがとうございます。2点ご意見をいただきました。「健康」という話をもう少し明

確に出して、特に今の最初の表題等へ入れられないかという話、それから農業と都市との関係性、それにつきましては引き続き検討させていただきたいと思います。

○藤原部会長 ほかにいかがでしょうか。

○杉原委員 ちょっと気になったところです。「ひろしま未来チャレンジビジョン」の基本理念として、一番上の「将来にわたって『広島に生まれ、育ち、住み、働いてよかった』と心から思える広島県の実現」というのは、もう決まっているということなののでしょうか。

○事務局 はい、こちらは総合計画として定めて、こういう基本理念に基づいて施策を打っているということでございます。

○杉原委員 そういうことなのですか。何かちょっと、広島によそから来た人には、「生まれ育ち」とあると入りにくいイメージを持ってしまったのですが、わかりました。

○渡部委員 たくさんの加筆で充実したのではないかと思います。基本的に目指すべき将来像なので、抽象度の高い言葉が多い中で、特に、個人的な意見ですがこれは抽象的すぎるのではないかというのが1点あります。「活力を生み出す」の中の2番目、「全ての人生きがいや達成感を持って仕事に取り組みながら、健康的に暮らしを楽しむことができる生活環境の整備」、これは次の政策を策定するときに、漠然として抽象的すぎて、ちょっとイメージができないので、いま福山市立大学の渡邊先生が言ったように、「欲張りなライフスタイルの実現」という非常に協調したキーワードもあるし、どうせ抽象的ならもうちょっとキーワードをここに入れて、少し何かイメージできるようなワードがほしいなど、ちょっと個人的に、あまりにも抽象的すぎるなという感想を持ちました。

○事務局 この先に思っていることの一つは、例えば働き方改革みたいな話ですね、短時間で働けるような環境であるとか、移動通信なら利便性が増すことによっていろいろな暮らし方ができるような格好になるとか、欲張りなライフスタイルともかなり重なってくるのですが、仕事も頑張るし遊びも頑張れるような状況であるとか。そういう意味では生きがいをしっかり持って働いていただいたり、そういったことを頭に置いているのですが、おっしゃるように抽象的すぎてわかりにくいというところについては、表現をもう少し検討していきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○藤原部会長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

○村田委員 今のご発言と近いのですが、概念の中身をちょっと把握しづらいのが「魅力あふれる」の赤文字で書いてある最初のかぎ括弧で、「自然と都市が融合した暮らし」が広島県の特長の一つとして挙がっているのですが、これがちょっと私個人としてはわかりづらいと

ころがあります。広島市が都市のど真ん中に森があるような形になっているわけではない、一方中山間地というか県北の方では都市生活を満喫できるような状況にはなっていないし、これは一体何を指しているのだろうかという感じがするのですが、意図しているところは何かをちょっとご説明いただけますか。

○事務局 左肩の3つの視点にもある「都市と自然の近接ライフ」という言い方をしているのですが、1時間のうちに100万都市の広島市にも行ければ、1時間もすれば県北、中山間地域にも行けるし、スキー場もあるし海水浴もできるという、かなりいろいろな形で、都市機能だけでなく自然と触れ合う場面も、広島県の中に住んでいるとある、そういったメリットを享受できるということが、まず念頭にあります。そういったのは、こういう広島市のような大都市を持っているところと自然が近接している、これは広島県の大きな特長だろうと思いますので、こうした特長を生かしたような都市づくりを考えていくということで、こういう形で記載させていただいております。

○藤原部会長 よろしいですか。

○村田委員 はい。

○藤原部会長 まあ「融合した」と言うかどうか、というところですね。「融合」という言葉でいいのかと。

ほかにいかがでしょうか。

○太田委員 いくつか申し上げます。1つめは、テレビのニュースや新聞などを見ておきますと、この土砂災害のあとに、広島県関係でいろいろ災害復旧の部会や専門委員会が開かれていると思います。そういう方々が何らかの将来ビジョンを持って、どういうふうに取り組むかをお考えになると思うのですね。これは、このあと3年くらいを目途に続いていくことだと思いますが、そういう方々がおやりになることは、藤原部会長も何か携わっておられると思うのですが、そういうことも、それぞれの観点からの専門家の意見なので、できるだけ今後フィードバックしていただいて、ご説明いただきながらこれを組み立てていけたらいいなと、ちょっとタイムラグはあっても、そういうふうには思っております。

それから、日曜日9時のNHKスペシャルで「メガクエイク」というのをやっています、南海トラフ地震の可能性が70%と言われていたのが70~80%に引き上げられたということで、大分確率が高まってきているようです、という番組がありました。県知事も、安佐南区の土砂災害のあとに、「日本一災害に強い広島県になる」というメッセージをホームページなどに出されています。災害に強いというよりも、災害というのは、先ほど台風の接近のことを言われまし

たが、これからはもう、平時と有事と分かれているのではなく、割と日常の中に災害ということを組み込んだ形で、災害が起きる、起きるということは必ず復興するということなので、そこを組み込んだ形で全部考えていく時代に入ったのかなと。今までとはもう状況が違うということがどんどん起きてきているので、そうすると「災害に強い」というより「日本一復興しやすい広島県」という形かなと考えています。

そういう私の視点からこれを拝見すると、「普段から住み良いね、何か起きたときに皆が助け合えて何とかなるね、だったらここに住みたいよね、これからどこに行っても災害は起きるのだからね」という気持ちというか、ネットワークなり、心構えなり、そういう形で生活しながら、そのクリエイティブでイノベータータイプでということが大事だろうと思っています。だから、私は今回これを拝見して、割と私の考えていることとフィットしているので結構だなと思っています。

それから、申し訳ないけどもう一つだけ。「チャレンジビジョン」と先ほど言われて、それは決まっていることなのでと言われるのですが、それでも、「チャレンジ(challenge)」というのは、日本語の「さあ、やるぞ」という感じとは、英語自体はちょっと違って、「It's challenging」というと、ちょっときついな、大変だな、という感じの言葉でもあるので、ちょっとこれを見て「仕事でチャレンジ」というのは、これが来るか、という感じがしたのです。「仕事でオンリーワン」とか、そういう方が割と若い人向けには、「チャレンジは最初からしたくない」と思う方も若い方の中にはある程度おられるかもしれないので、「オンリーワン」といえば、SMAPの曲も浮かびますし、オンリーワンになりたいという気持ちが皆の中には高いので、ちょっとそこが思ったところですが、「チャレンジビジョン」という言葉が決まっているのであれば、まあチャレンジという言葉も日本語のものとしてはありかな、とは思いました。答えにくくて申し訳ありません。

○事務局 すいません、ちょっと全部の答えになるかわかりませんが、おっしゃったように日常生活にそもそも復興ということが中心にある、日本一復興しやすい、という話もあったかと思えます。その中で、日ごろからここに住みやすいという環境を作っていくことは大切なことだと思っております。今回、コンパクト＋ネットワークの一番上に付け足したのですが、「安全・安心に暮らせるための環境を確保するため、災害リスクの低い土地への居住誘導」というのも、基本的な考え方としては、今委員がおっしゃったような形で、普段から安心して住める所に人に住んでもらう、これから災害というものが、おっしゃるように有事ではなく平時として出てくることになる考えると、こういうことが大切なのではないかということで、今回ここへ加えさせていただいたところですので、こうした形で検討を進めていければと思っております。

よろしく願いいたします。

○藤原部会長 「チャレンジ」はいいですか。

○事務局 ここは「チャレンジビジョン」という形で。今、日本語にも大分なってきたと言っていたので。

○藤原部会長 うちの大学の学長もチャレンジという言葉が好きなのですが、「先生、辞書を引いたら意味が違う場合もありますよ」と、私も同じことを言ったことがあります。あの世代は好きなのかもしれません。

ほかにいかがでしょうか。

○杉原委員 前回、ネガティブなことが多いと言って、今回ポジティブな言葉をたくさん入れていただいて、とてもいい将来像になってきていると思います。それで、ちょっと文言なもので、「日常生活サービスの維持・向上」の一番上で、医療のことが書いてあります。「二次医療圏ごとのがん診療連携拠点病院の確保等、医療施設の充実が図られている。」と、なぜ、がん診療連携拠点病院がここに上がってきたのかというところがちょっと気になりました。こういうのが充実していることも重要かもしれませんが、ちょっとした医療へのアクセス、資料5の28ページ、内科へのアクセス状況というので、結構、山間部の方とかはちょっとアクセス時間がかかっていますが、広島は地域医療にすごく力を入れていらっしゃるし、「地域医療 陸・海・空」とかいうキャッチフレーズがあって、私はすごく好きなのですが、海の方は船でやっていますし、陸は診療バスが山間部を走っていますし、空はドクターヘリが飛ぶと、結構地域医療が充実していますので、そういった医療へのアクセスとか医療施設が充実しているとか、そういったことで右側の「安全・安心に暮らせる」というのは、何かあったら病院が近くにあるというのは重要なことなので、そういう面をもう少し強調しておくのもいいのではないかと思います。

○事務局 今回、がん診療連携拠点病院の確保というのを敢えて書いたのは、ポジティブな現状をとということもありましたので、全国でも3番目くらいに早くこういった仕組みができたこともあって書かせていただいたところがございます。ただ、委員がおっしゃったように、地域医療の充実という形でもう少し幅広に書いた方がいい部分もあろうかと思っておりますので、その辺の表現はもう少し検討させていただければと思います。

○藤原部会長 ありがとうございます。それでは、いくつかコメントをいただいておりますので、これは事務局で一度再検討していただいて、実はこの次のステップにつながっていくところですので、「目指すべき将来像」について、もう一度検討してもらった結果を議論したい

と思います

それでは次に移りたいと思いますが、一旦、5分間休憩を取りたいと思います。14時45分に再開いたします。よろしくお願いいたします。

(5分休憩)

○藤原部会長 それでは皆様お集まりのようですので再開したいと思います。
次は、議事の(2)(3)(4)について、事務局からご説明をお願いします。

(2) 将来像の実現に向けた課題について

(3) 都市づくりの取組テーマについて

(4) 運用方針の体系図について

○事務局 都市計画課長の菅島でございます。よろしくお願いいたします。

使います資料は資料6と資料7です。A3判の資料6とA4判の資料7を並行して見ながら説明させていただきます。将来像の実現に向けた課題、都市づくりの取組テーマ、運用方針の体系図についての説明となります。

まずは、資料の構成についてご説明します。資料6の1ページは、運用方針の体系図をお示ししています。こちらは、都市の目指すべき5つの将来像を実現するため、どのような都市づくりの方針と取組テーマを持ち、各取組テーマについてどのような具体運用方策を持って進めていくかを体系的に表したものです。なお、本日の部会では、赤枠で囲っております都市づくりの方針及び取組テーマについてご検討いただきたいと考えております。一番右側の青枠、具体の制度運用方策の例をお示ししておりますが、こちらについては、本日の部会でのご意見を踏まえた上で、第3回部会において詳細を提示させていただきます。

それでは2ページをご覧ください。体系図の作成にあたっては、まず、都市の目指すべき将来像を実現するにあたり、現状として、どのような都市づくりの課題があるかを抽出し、次に、抽出した課題について、どのような取組みを進めるべきかを検討いたしました。例えば、課題の1つ目に挙げている人口減少社会を踏まえた都市計画制度による規制誘導に対しては、右に線でつなげていますように、「都市計画区域の見直し・新規指定」、又は、「準都市計画区域の指定」をすることで課題に対応するという整理をしています。また、この2つは、と

もに都市計画区域に関する取組テーマのため、総括して、「都市計画区域等の適切な設定」として都市づくりの方針を整理しています。以降についても同様に、将来像の実現に向けた課題から取組テーマを整理し、取組テーマを都市計画区域や市街地整備、土地利用等の類型別に、都市づくりの方針を整理いたしました。

それでは2ページから順次説明させていただきます。2ページは、都市の目指すべき5つの将来像の実現に向けた共通の課題から、都市づくりの方針と取組テーマを整理いたしました。なお、将来像の実現に向けた課題については、資料7に参考とした資料を整理しております。各課題の右下に該当ページを記載していますので併せてご覧いただきますようお願いいたします。

それでは1つ目の課題として、「人口減少社会を踏まえた都市計画制度による規制誘導」が挙げられます。資料7の1ページをご覧ください。本県における市町村数は、現行の運用方針を策定した当時は86市町村ありましたが、合併等により、現在23市町となっております。

2ページをご覧ください。本県における都市計画区域の指定状況ですが、合併に伴い28あった都市計画区域は、現在22の都市計画区域及び1の準都市計画区域に再編されております。

3ページをご覧ください。上のグラフは、都市計画区域内の人口密度ですが、例えば江田島都市計画区域は、人口減少や過去における区域の拡大によりまして、人口密度が年々低下している状況でございます。また一方、東広島都市計画区域では人口密度が年々増加しており、各々の地域の特性に即した規制誘導を検討する必要があります。また、下のグラフは、各市町の都市計画区域における下水道普及率人口比ですが、整備率が90%を超える市町がある一方、整備が進んでいない市町においては、計画的、効率的な整備が進むよう、規制誘導を図る区域の検討が必要と考えます。

資料6のページ目にお戻りください。このように、都市の拡大、縮小の状況を見定め、都市計画制度を活用した規制誘導を図る区域の検討が必要であることから、取組テーマとして「都市計画区域の見直し・新規指定」及び「準都市計画区域の指定」を挙げております。これらの取組テーマについては都市づくりの方針を、「都市計画区域等の適切な設定」とし、人口減少社会を踏まえたコンパクト＋ネットワーク型の都市づくりを推進し、活力を生み出す経済・産業成長、魅力あふれる環境・景観形成、安全・安心に暮らせる基盤・環境整備等を促

進する都市計画制度の活用を図るため、現行都市計画区域の見直しや新規指定、準都市計画区域の指定を図ることとしています。

続きまして、2つ目の課題として、「マスタープランの規範性・実効性」が挙げられます。資料7の4ページをご覧ください。上のグラフにおいて、本県では、平成23年9月に広島県都市計画区域マスタープランを改訂していますが、それ以降に市町都市計画マスタープランを改訂したのは10市町、改訂していないのは9市町であります。半数の市町が件の改訂に併せてマスタープランの改訂を行っておりません。次に、下のグラフにおいて、広島県都市計画区域マスタープランでは集約型都市構造を掲げていますが、平成30年5月時点で立地適正化計画を策定し、公表しているのは5つの市町に留まっています。

資料6の2ページ目に戻りまして、次に3つ目の課題として、広域的な観点からの事業の必要性が挙げられます。これら2つの課題からは、取組テーマとして、「都市計画区域マスタープランの広域機能強化と内容の明確化」、「市町マスタープランの充実」、「立地適正化計画の策定推進」、「マスタープランの都市計画や個別事業に対する役割の明確化」を挙げております。これらの取組テーマについては都市づくりの方針を「マスタープラン等の計画の充実」とし、コンパクト＋ネットワーク型の都市、活力を生み出す都市、魅力あふれる都市、安全・安心に暮らせる都市、住民主体のまちづくりが進む都市、という5つの将来像の実現に向けて、都市計画に関わるマスタープランとして、都市計画区域マスタープラン、市町マスタープラン及び立地適正化計画の適切な役割分担を図りつつ、各計画の機能の確立・強化を図ることとします。

続きまして、4つ目の課題として、社会潮流の変化に対応した適切な計画の見直しが挙げられます。資料7の7ページをご覧ください。上のグラフにおいて、本県では、社会経済情勢の変化や市町村合併による政策の転換等に伴い、都市計画道路の当初の位置づけや必要性に変化が生じている可能性があることから、平成17年3月に「広島県都市計画道路見直し基本方針」を策定し、見直し検討対象路線を持つ17市町のうち、15市町において都市計画道路の見直し方針が公表されています。

8ページをご覧ください。こちらのグラフは、見直し方針決定路線の変更手続き状況ですが、見直し方針において、廃止・縮小の方針を決定した95路線のうち、廃止・縮小の都市計画変更手続きを行ったのは68路線、手続きを行っていない路線は27路線であり、今後も社会情勢の変化等に的確に対応するため、定期的な見直しが必要と考えます。

資料6に戻りまして、次に、5つ目の課題として、個別事業の進捗の開示が挙げられます。

これらの課題からは、取組テーマとして、「適時適切な都市計画の見直しの実施」、「都市の将来像実現状況の開示」を挙げており、都市づくりの方針を、「都市づくりの進捗管理」とし、社会情勢の変化及び都市の将来像を踏まえつつ、都市計画総体としての適切さを不断に追求していくために、マネジメントサイクルを重視した都市計画の継続的な改善を図ることとします。

次に、6つ目の課題として、市町の都市計画執行体制の構築が挙げられます。具体的には、市町の執行体制強化や市町間のノウハウの共有、広域調整といったこととなります。この課題からは、取組テーマとして、「市町を計画主体においた都市計画の仕組みづくり」、「市町間調整を重視した広域調整システムの構築」、「市町の執行体制強化の支援」を掲げております。これらの取組テーマについては都市づくりの方針を「市町主体の都市計画の仕組みづくりと県による広域調整の実施」とし、基礎自治体である市町と住民の協働による総合的な都市計画の策定を推進する。県においては市町相互の意見交換や他県との調整を行い、広域的な整合性の確保を推進することとします。

続きまして、3ページをご覧ください。「コンパクト＋ネットワーク型の都市」の将来像の実現に向けた課題について、都市づくりの方針と取組テーマをご説明します。

まず1つ目の課題として、市街地の拡散が挙げられます。資料7の16ページをご覧ください。平成13年の都市計画法の改正を受け、市街化調整区域であっても、市街化区域から一定距離内にある50以上の建築物が連たんした既存集落で、一定の基盤施設の充足がある地域に限定して立地基準を緩和する制度があります。

17ページをご覧ください。こちらの図は市街化区域辺縁部における平成17年頃、平成27年頃の航空写真です。図中の赤線より左側が市街化調整区域になりますが、50戸連たんを許容している市町においては、市街化区域に近接する市街化調整区域において、住宅棟の建築が進行し、市街地が拡散している地域があります。

18ページをご覧ください。下側の表は、許可を要しない開発行為を整理したのですが、非線引き都市計画区域においては、面積が3,000m²未満の開発行為については許可申請が不要であり、線引き都市計画区域の1,000m²未満に比べると、開発規制力が低く、市街地が拡散しやすい状況です。

資料6に戻りまして、次に、2つ目の課題として、市街地の空洞化が挙げられます。具体的には、高度経済成長期の建築物の建替えの停滞、コインパーキングや立体駐車場の散在、

空き家や空き地の発生といったこととなります。

また3つ目の課題として、都市の辺縁部から中心拠点への居住誘導が挙げられます。具体的には、現行制度では、住宅の建替えや世代交代などを契機としなければ、居住誘導は難しく、長い期間を要するといったこととなります。

これら3つの課題からは、取組テーマとして、「線引き都市計画区域における土地利用に関する方針」、「非線引き都市計画区域における土地利用に関する方針」、「既成市街地の機能的かつ効率的な土地利用の推進」、「都市計画区域外の秩序ある土地利用の誘導」、「総合的な土地利用に向けた関連規制法の連携強化」を挙げております。これらの取組テーマについては都市づくりの方針を「計画的土地利用の推進」とし、行政区域にとらわれず、都市部と中山間地域の都市構造などそれぞれの特性や地域資源を踏まえた計画的土地利用により、市街地の無秩序な拡散を抑制し、市街地の適切な密度の確保を推進することとします。

また、市街地の空洞化、都市の辺縁部から中心拠点への居住誘導の課題からは、別の取組テーマとして、「良好な市街地整備の手法の検討」、「中心市街地、周辺拠点地区に求められる市街地整備のあり方」、「特定課題への対応」を挙げております。これらの取組テーマについては都市づくりの方針を「市街地整備の推進」とし、コンパクトシティの形成に向けて、地区計画による建物更新や土地の高度利用の推進、空き家・空地の有効活用を進めることにより、市街地の適切な人口密度を確保するための市街地整備を推進する。各都市の規模に応じた適切な都市機能分担が図られた市街地整備を推進することとします。

次に4つ目の課題として、中心拠点や地域拠点間の公共交通ネットワークの維持が挙げられます。資料7の25ページをご覧ください。上側のグラフは、県内のバス輸送人員の推移ですが、平成3年から23年までの20年間で4割以上減少しています。

27ページをご覧ください。下側のグラフは、県内の在来線鉄道乗降客数の推移ですが、平成元年を基準年とした増減では、可部線、山陽本線は増加傾向ですが、その他の路線は減少傾向にあります。特に、中山間地域の三江線、木次線の乗降客数は、平成元年の1割程度まで減少し、平成30年3月に三江線が廃線になっています。

資料6の3ページ目に戻りまして、次に5つ目の課題として、都市間の交流・連携を支える広域交通ネットワークの推進が挙げられます。

また6つ目の課題として、コンパクトシティの実現に向けた都市施設整備が挙げられます。具体的には、行政サービスを維持していく上で、複数の地域間での連携・都市機能分担が

必要といったこととなります。

これら3つの課題からは、取組テーマとして、「計画的な道路・公共交通網の強化・再構築」、「コンパクトなまちづくりを推進する適切な都市施設整備の推進」を挙げております。これらの取組テーマについては都市づくりの方針を「都市施設の適切な配置」とし、道路・公共交通のネットワーク強化により、重層的な拠点間ネットワークを再構築し、広域的な連携と機能分担がなされた適切な都市施設整備を推進する。現代の車社会を踏まえた公共交通や超小型モビリティなどの新技術の導入・転換によるアクセス確保を推進することとします。

次に、7つ目の課題として、集約後の市街地辺縁部の跡地利用が挙げられます。この課題からは、取組テーマとして、「都市景観形成の推進」を挙げており、この取組テーマについては都市づくりの方針を「魅力あるまちづくりの推進」とし、コンパクトなまちづくりの推進に伴い、市街地辺縁部においても、良好なまちづくりを推進することとします。

続きまして4ページ目をご覧ください。「活力を生み出す」という将来像の実現に向けた課題について、都市づくりの方針と取組テーマをご説明します。

まず1つ目の課題として、企業活動を活発化させる土地利用規制の適切な運用が挙げられます。資料7の33ページをご覧ください。産業振興や雇用確保のため、企業誘致を促進する必要がありますが、県内におけるインターチェンジ付近の土地の多くが市街化調整区域内に位置しており、開発適地を有効活用できていません。

34ページをご覧ください。これらのグラフは、県事業分の産業団地等の分譲実績ですが、平成13年から29年までの年平均で15.9haの分譲実績がある一方、平成29年度末時点で分譲可能地は12.7haしか残っておらず、企業誘致を促進するための開発適地の確保が必要だと言えます。

資料6に戻りまして、この課題からは、取組テーマとして、「線引き都市計画区域における土地利用に関する方針」、「非線引き都市計画区域における土地利用に関する方針」、「既存市街地の機能的かつ効率的な土地利用の推進」を挙げております。これらの取組テーマについては都市づくりの方針を「計画的土地利用の推進」とし、地区計画の活用や用途地域の見直しにより、企業地の開発や広島県が誇るものづくり産業の維持・成長を促進するとともに、創造性が高く先進的なものづくりや新たな価値を生み出す独創的なビジネスモデルを創出するための環境、雇用・労働環境を創出するための土地利用を推進する。全ての人々が生きがいや達成感を持って仕事に取り組みながら健康的な暮らしを楽しむことができる土

地利用を推進することとします。

次に2つ目の課題として、経済活動を支える都市機能の整備が挙げられます。具体的には、産業振興のために、物流や経済活動、周遊や人の交流を支える交通網の整備といったこととなります。この課題からは、取組テーマとして、「計画的な道路・公共交通網の強化・再構築」を挙げており、都市づくりの方針を「都市施設の適切な配置」とし、都市計画道路等、物流や周遊、人の交流を支える広域交通ネットワークの強化を推進することとします。

次に3つ目の課題として、民間活力を活用した都市空間の形成が挙げられます。次に4つ目の課題として、人を呼び込む市街地整備が挙げられます。また5つ目の課題として、空き家の増加による地域活動の衰退が挙げられます。これら3つの課題からは、取組テーマとして、「良好な市街地整備の手法の検討」、「中心市街地、周辺の拠点地区に求められる市街地整備のあり方」、「特定課題への対応」を挙げております。

これらの取組テーマについては都市づくりの方針を「市街地整備の推進」とし、広域連携中枢都市圏の中枢都市を中心に都市機能を集積・強化することにより、広島県全体の経済・産業の発展を牽引するため、市街地整備を推進する。民間企業のノウハウを生かした都市整備(PPP・PFI)の活用や、にぎわいづくり(エリアマネジメント)など、市街地中心部への都市機能の集約や新たな都市機能の呼び込みにより、にぎわいを創出する市街地整備を推進することとします。

続きまして、5ページ目をご覧ください。「魅力あふれる」という将来像の実現に向けた課題について、都市づくりの方針と取組テーマをご説明します。

まず1つ目の課題として、良好な都市景観の形成が挙げられます。資料7の41ページをご覧ください。上の写真で示すように、景観に関する強い規制がかかっていない市街地においては、建物の高さやデザイン、外壁の色彩等の統一が不十分で、不ぞろいな街並み景観が形成され、良好な景観形成ができていません。また、下の写真で示すように、幹線道路沿道では、色彩や規模等の統一がされていない屋外広告物が多くだされておられ、良好な景観の形成を阻害しています。

42ページをご覧ください。上の写真で示すように、高層マンションやオフィスビル等への建替えが進行する街区において、建替えが進行せず、新しい建物と老朽化した建物が混在している地区が生じています。

資料6に戻りまして、この課題からは、取組テーマとして、「中心市街地、周辺の拠点地区

に求められる市街地整備のあり方」を挙げており、この取組テーマについては都市づくりの方針を「市街地整備の推進」とし、高度経済成長期に建設された建築物の建替えやリノベーションなどにより、イノベーションの原動力となる多様な人材を惹きつける魅力的な都市空間づくりを行う市街地整備を推進することとします。

また2つ目の課題として、景観形成の取組みに対する住民の合意形成が挙げられます。

次に3つ目の課題として、人を惹きつける人材や自然・歴史・文化などの地域資源を活用した都市の魅力向上が挙げられます。

また、4つ目の課題として、都市における自然環境の保全及び活用が挙げられます。

これら4つの課題からは、取組テーマとして、「都市景観形成の推進」、「個性豊かなまちづくりの推進」、「市街地内の自然環境の保全」を挙げております。これらの取組テーマについては都市づくりの方針を「魅力あるまちづくりの推進」とし、広島県の特長である「自然と都市が融合した暮らし」、「『平和』をキーワードとする世界的な知名度」、「内海と山々が織りなす食文化」など、地域の豊かな自然、歴史・文化等の資源を活かした、多様な人々を呼び込む魅力的なまちづくりを推進することとします。

続きまして、6ページをご覧ください。「安全・安心に暮らせる」という将来像の実現に向けた課題について、都市づくりの方針と取組テーマをご説明します。

まず1つ目の課題として、「災害に対する脆弱性」が挙げられます。資料7の49ページをご覧ください。こちらの図は、三原地域における災害の危険のあるエリアを示したものになります。赤線で囲まれた区域が市街化区域ですが、市街化区域内に茶色で示された土砂災害警戒区域が指定されており、既成市街地内の災害リスクの高い土地において、土地利用規制が十分に機能していません。

53ページをご覧ください。右のグラフは、本県における住宅・建築物の耐震化率ですが、平成27年度末時点で、多数の者が利用する建築物の耐震化率は86.4%で、耐震性のない建築物が約2,700棟残存しています。また、住宅の耐震化率は79.2%で、耐震性のない建築物が約24万個残存している状況です。

資料6に戻りまして、資料6の3ページ、2つ目の課題として、災害発生時の被害抑制対策が挙げられます。具体的には、密集市街地において防災都市づくりが進んでいない、災害の発生に伴い孤立する可能性のある集落が多く残存するといったこととなります。

また3つ目の課題として、迅速な復旧・復興を行うための体制構築が挙げられます。具体

的には、市町において、復興都市づくりに向けた平時における執行体制づくりの取組みが進んでいないといったこととなります。

これら3つの課題からは、取組テーマとして、「自然災害に強い土地利用の規制・誘導」、「災害に強い都市構造の構築」、「災害に強いまちづくりの普及・啓発」を挙げております。これらの取組テーマについては都市づくりの方針を「防災都市づくりの推進」とし、大規模災害が派生した場合でも、被害を最小限に止め、迅速な復旧復興を可能にする、災害に強いまちづくりの普及・啓発を推進する。県民、自主防災組織、行政等が連携して行う地域での防災活動を促進する等、ハード・ソフト対策が一体となった総合的な防災・減災対策を推進することとします。

次に4つ目の課題として、安心して買い物、観光できる都市空間の形成が挙げられます。この課題からは、取組テーマとして、「中心市街地、周辺の拠点地区に求められる市街地整備のあり方」、「特定課題への対応」を挙げております。この取組テーマについては都市づくりの方針を「市街地整備の推進」とし、耐震基準を満たしていない建築物が更新期を迎えており、防災上の観点から狭隘道路の解消、建物の不燃化・共同化・バリアフリー化を図り、誰もが安全に暮らせる市街地整備を推進する。子育て世代が生活しやすい、子育て・教育環境や高齢者が生活しやすい都市基盤を整備し、誰もが健康で安心して暮らせる居住環境の形成を推進する。都市の規模に応じたエネルギーの面的利用や公園・緑地の整備等、都市の低炭素化に向けた取組みを推進することとします。

続きまして、「住民主体のまちづくりが進む」という将来像の実現に向けた課題について、資料6の7ページ目でございますが、都市づくりの方針と取組テーマをご説明します。

まず1つ目の課題として、「まちづくりへの住民参加の機運の醸成」が挙げられます。資料7の61ページをご覧ください。こちらのグラフは、NPO法人の認定・認証数の推移ですが、平成10年の法制定以降、団体数は年々増加しており、平成29年時点で、全国で約53,000団体が活動しています。

62ページをご覧ください。こちらのグラフは、県内のNPO法人数に関するグラフですが、県内では平成30年5月時点で476団体あり、そのうち79団体がまちづくりを主活動としています。こうしたまちづくりへの関心の高まりを契機ととらえ、より、まちづくりへの機運醸成を推進する必要があります。

資料6の7ページ目に戻りまして、2つ目の課題として、住民と市町の協働が挙げられま

す。

これら2つの課題からは、取組テーマとして、「都市計画に関する情報提供、開示の充実」、「段階的かつ着実な住民参画の推進」を挙げております。これらの取組テーマについては、都市づくりの方針を「住民主体のまちづくりの環境整備」とし、まちづくりの担い手として住民が自発的にまちづくりに参加することを促進するため、主体的にまちづくりを担う人材の育成や、人と人とのつながりを基軸とした住民主体のまちづくりが持続的に行われる体制や基盤の整備を推進する。住民だけでなく、都市で活動する多様な主体が持つニーズを実現するため、多様な主体が協働して行う都市づくりを推進することとします。

以上が、都市の目指すべき5つの将来像から、将来像の実現に向けた課題を整理し、検討した都市づくりの方針及び取組テーマの説明になります。

各将来像について整理していく中で、複数の将来像において同じ都市づくりの方針や取組テーマがあることから、将来像の実現に向けて項目出された都市づくりの方針や取組テーマを網羅的に整理したのが、資料6の1ページ目に示す運用方針の体系図です。10の都市づくりの方針と29の取組テーマとなっています。事務局において、十分に認識していない部分もあろうかと思えます。貴重なご意見をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。1.17.58

○藤原部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今ご説明いただきました内容につきまして、ご質問、ご意見等賜りたいと思います。いかがでしょうか。

○渡邊委員 まず感想ですが、急に難しくなったなというのが、説明を聞いていて率直に感じたところです。1 ページ目でいうと、一番左側に「都市の目指すべき将来像」、これは先ほどご説明いただいて、こういう将来像に向けて、多分この部会のミッションである運用方針に結び付けるところで、1個置いた方がいいのではないかと思います。そもそも、都市計画制度の枠組みというのがあるので、その都市計画で、この目指すべき将来像の課題などをクリアするためにどんなツールがあるのかを、最初に整理した方がいいのではないかと思います。なぜかという、例えばこの都市づくりの方針の中で、開発許可制度が入っていないとか、都市計画提案制度が入っていないとか、そういう細かい漏れがどうしても見えてきてしまうので、そういった意味では、どのタイミングでやるかは難しいのですが、都市計画制度の枠組みはこういう風になっていて、これを使って将来像に向けた課題をクリアしていきます、こう

いう課題に対してはこういうツールが都市計画上で整理されていて、広島県としてはこのツールをこういうふうに使って、こういう方針で運用方針を作ります、というふうに説明してくれた方が、私的にはずっと入ってきます。ほかの皆さんについてはわかりませんが、何かそのワンクッション、そもそも今これから議論しようとしている都市計画の制度はどんな枠組みなのかという説明があった方が、ずっと入ってきやすいのではないかとというのが、最初に「急に難しくなったな」と言ったことの裏返しとして、自分自身が感じたところです。これはちょっとご検討いただければと思います。

それが大きな話で、あと細かい話もいくつかあります。キーワードとして「環境」をどう考えるのかというのがあります。ご承知のとおり、国交省では低炭素まちづくりだとか、そういう意味でちょっと今どこかへ行ってしまった感も無きにしもあらずですが、少なくとも低炭素というのはすごく重要なキーワードだと思いますし、いろいろなところに関わってきて、例えば個別事項の8番目に「防災都市づくりの推進」がありますが、「環境」というのは1本立つくらいのものではないかと。この中で環境というキーワードを探すと、「魅力あるまちづくりの推進」の中に「市街地内の自然環境の保全」というのがあるのですが、やはり都市づくりの中でももっと「低炭素な都市づくり」というのは目指すべきだと思うし、それは建物だけではなく、例えば交通行動にしても当然「低炭素」というのはあるわけで、それがコンパクト＋ネットワークのネットワークにも関わっている部分だと思うので、そういった意味でも「環境」というキーワードはとても重要なのではないかと気がしました。

○事務局 ありがとうございます。最初に言われた件につきまして、おっしゃるように、都市づくりの目指すべき将来像から課題設定をして、そこから方針を立てようとする、その方針のところでまさに都市計画の制度的なツールがいきなり出てきている形になっていますので、例えば開発許可、提案制度などを言われましたけれども、そういったものが抜けているというのが非常にわかりにくい、これはあくまでも事務局側で、こういったものがあるのではないかとということで洗い出したものなので、ちょっとそこは工夫させていただいて、全体像の中でこういったものが使えるのではないかとというのがわかりやすい形で表現できないかというのは考えたいと思います。その前に、将来像の課題というところは、もう少し、できたらこの場でも認識を統一して、まだほかに考え方があってはないかとか、もっと課題設定があるのではないかと、そういうご意見はまた伺えればと思います。

それから「環境」という項目について、1つ個別事項として起こすかどうか、その辺につきましても、併せてまた検討させてください。

○藤原部会長 前半のご指摘、結構重要なことをおっしゃったように思いました。ワンクッションというのは、1ページでいうと、赤枠と青枠の間に、ということですか？

○渡邊委員 そうです。結局、都市計画制度で使える道具というのは決められているので、その道具立てとして、我々はいま何を持っているのかというのは、最初に整理した方がよく、それはもう法律で決められているから、もちろん新しいのを作る必要もあるかもしれませんが、そこはもう与えられているところなので、1回整理して、そういう将来像・課題に対して、我々が持っている道具はこれで、この道具でこの課題を解決していくのだと、そういう結びつきがあった方がわかりやすいのではないかとということです。

○藤原部会長 ということは、赤枠と青枠の間より、将来像と赤枠の間でしょうか？

○事務局 赤枠の中で、むしろ、ここでいえば方針とテーマを導き出すのに、という意味合いですか。テーマを引っ張り出すにあたって、もう少し全体像が見えないというふうにとらえればよろしいですか。

○渡邊委員 この「都市づくりの方針」というのは、比較的、都市計画のツールの話が入ってきていますね。もっとその前でツールの話を、我々がどんな道具を持っているかを最初に出してしまった方が、この道具だとこの課題でこういうのをクリアできそうだね、というふうに持っていけると思うので、そこは道具立てを出した方がいいのではないかと思います。

○藤原部会長 では、前ですね。

○事務局 全体像が見えないと、その方針立ても、これが全てかどうか見えないと。

○渡邊委員 だからそういう意味で、少し無理矢理っぽく見えてしまうのです。だからそこはもうちょっと道具立てをはっきりさせた方がいいのではないかと思います。

○事務局 はい、わかりました。

○藤原部会長 結構、重要なご意見だと思います。

ほかにいかがでしょうか。

○太田委員 いまの道具立ても、とても重要なポイント、ご指摘だと思います。そのときに、今後の地方自治体行政のあり方みたいな…最近何か報告書が出なかったでしょうか。

○事務局 2040年の…ですね。(自治体戦略2040構想研究会報告)

○太田委員 それですね。申し上げたいことは、カナダ、アメリカのロースクールで鍛えられたことは、「Law can't catch up the reality＝法は必ず現実の後追いになってしまう」ということです。特に、日本は今までやってきたことを基に誠実にやってきたのですが、もう天候状況はもちろん、トランプ氏が出てくることなども想定できていなかったし、いろいろな状況が今ま

では違ってきているので、部会長も始めのときに言われたと思いますが、(都市計画は)高度成長期をベースにしているものであることはやはり念頭に置いて、だから、結局、自治体の職員の数も足りなくなってくる、それをどう回していくかといったことが主軸になっていたと思います。すいません、その報告書の名前が出てきませんでした。だから、もうそちらの方向にいずれいくと。これは我々の大学のロースクール改革ですね、某省の言うとおりにやっていたら、いきなりちゃぶ台返しがきたということで、だから向こうも一生懸命やられているわけですけれども、我々現場というか、この地域に住んでいる人たちが、自分たちの状況を踏まえて、これからどういうふうに変わっていくかということをやはり自分たちで考えていないと、上が巨大なものとして決めたものを着実にやっていくだけでは、今からは痛いかなというところがあります。そのツールの洗い出しは大変重要だと思いますけれども、これからどうなるかということを含めて、多分こっちの方向にいくかということを含めて、どのツールを使うかというところが大事かと思います。それが大卒のことです。

それから、人権条約とか、国際的なグローバルスタンダード、そちらの分野の基準では、自分たちのことは自分たちで決める、というわけです。子どもの人権とか女性の人権とか、障害者の人権とか。だから結局、自分たちのことは自分たちで決めるということが主軸に、トレンドになってきていて、そのために何が一番必要かといったら、実は情報公開なのです。だから本当に情報を、それこそポジティブな情報もそうですが、ネガティブな情報も含めて全部知って、例えば広島県はここまでしかできないとか、人がこれだけ足りなくなるとか、財源はこれだけになってしまうとか、これしかないんですよと、そういうある意味ちょっとネガティブなことも見せて、だけどそれを机の上に広げて皆が知った上で、わからないことは聞き、それで決めていくと。そうでないと納得して進めないですよ、決めた人たちが。言われたからとか、行政がとか、想定してなかったとかいうのは、もう今からは住民の人たちもなしですよ、ということで、情報公開というのは本当に大事です。今いろいろ国レベルでは問題になっていますけれども。自分たちのことは自分で決める、そのために、災害地域とかそういう地図もどんどん出てくるようになっていきますよね。それもバンバン出して。真備町は本当にその地域が水没してしまったわけなので、わかった情報はどんどん出す。で、「こういう状態ですが皆さんどう考えますか」ということを進めていく形が必要なのだと思います。

もう一つ、本当に法律の問題、課題が出て、その答案としては100点満点なのだけでも、じゃあ具体的にどうするのかといったときに、例えばですね、広島県は職場で「イクメン」とかやられていますよね。だけど、グーグルなどがやっているように、広島県の職員の方が、例え

ば1つずつNPOに参加してみて、週何時間か月何時間かわからないけど、その時間は職務として認めるので、自主的に自分の関心のあるNPOに参加してみることを始めるとか。最近では地域でポイント制度が始まっていますよね、介護関係のことなどに出たらポイントが貯まって、それが自分たちの割引になるとか。何かそういう、皆が面白がって誘導しやすいようなことに実際に広島県の職員の方が参加して始めると、結構話題にもなるし、いろいろな形の交流、まちづくりというのが進んでいく気がしました。それはちょっと先の話になると思いますが、ちょっとご提案、アイデアとして出しておきたいと思います。この概ね3点です。

○事務局 行政と住民の関わりといいますか、考え方ですね、ここにどこまで書き込めるかというのは難しいところはあると思いますが、いろいろまた検討させていただきます。

○藤原部会長 はい、よろしくお願いします。

○村田委員 資料6の最後のページの右側、市街地整備の推進の辺りにちょっとひっかかるところがあります。最初の「耐震基準を満たしていない…」のところの一文ですが、ここは防災の話だけをしているのか、というところが気になりました。というのは、重要なキーワードは「バリアフリー化」なのですが、これは建物以外の、例えば中山間地域で聞き取り調査をしたときに、道路と歩道のわずか2センチの段差が「高い」と。乳母車を押すお母さんにとっても、つえを突いているお年寄りにとっても、車いすにとっても、このたった2センチの段差がバリアになっているというのを聞いたりしています。だから単純に、この文章の中でバリアフリー化というのはすごく重要なキーワードで、バリアがあるというのは障害のある人だけの話でなく、あらゆる年齢の人、あるいは健康な人にとってもバリアがないことはすごく大事だと思うのです。むしろ、それが最初にあって、そのために建物の話、道路の話、その他いろいろなもの話のまちづくりというのがあるのではなかろうか、と考えています。そういうことを考えた上で最初の一文を読むと、何の話をしているのかさっぱりわからなくなります。ちょっとそこところは再考をしていただけると嬉しいと思います。

○事務局 言われましたように、ここの7番目の文章がちょっと日本語的にわかりにくいところがあります。書き方は工夫しますが、防災面での建物の耐震化、中にいる人の安全の話と、バリアフリーを主体とする避難経路、そして道路とか建物、公共交通機関を含めた全ての面でのバリアフリー、そういった面での安全・安心を求める形と、そういったものがもう少しわかりやすい表現を工夫したいと思います。

○村田委員 今申し上げた分に、災害以外のときでもバリアフリーであることは非常に重要だと思いますので、そこところが、私の個人的な考え方かもしれませんが、スムーズにまち

づくりをすと言っているのであれば、それはもう欠かせない要件ではないかと考えています。

○事務局 バリアフリーについては、先ほど言いました道路の段差解消とか、公共交通機関、建物のバリアフリー化というのが進められているのは、言われますように防災面、安全面だけではなく、日常生活における移動性の確保という観点からの考え方でありますので、それについても表現を工夫するというか、防災面に限定した書き方ではなく、一般的な移動の自由というか、そういった観点から書けるように表現を工夫したいと思います。

○藤原部会長 ほかにいかがでしょうか。

○杉原委員 資料6の2ページ目、「将来像の実現に向けた課題」の②、「マスタープランの規範性・実効性」というのがよくわかりません。都市計画における国と県と市町、その辺の関係性はどうなっているのかちょっと把握しづらく、「規範性」とか「実効性」という言葉がどのように使われているのか説明していただきたいのですが。

○事務局 まず、都市計画の主体はあくまで市町、基礎自治体だと思います。住民と一体となって計画を考えるのは市町が主体になるべきだと思いますが、当然、市町単独で物事を考えられる話ではなく、広域的な観点から検討することも必要ですので、そういった面で、県はそういった意味で上から見ていく必要があると考えています。

そして「規範性」と難しい言葉で書いていますが、マスタープラン、これは都市計画法で定められていますが、県でまず区域のマスタープランを定めることになっています。これは例えば広島圏都市計画区域マスタープランであれば、広島市だけでなく広島市を含むたくさんの市や町が一体となって、当然人の流れなどがありますので、一つの都市計画区域として設定されていますので、区域全体の考え方というのはまず県で定めることとしています。それに基づいてそれぞれの市町で都市計画マスタープランを定めていきます。そういった中で、まずその区域マスタープランの考え方は、当然、市や町のマスタープランに反映されて、それがまた個々の都市計画に反映されるべきものです。そういった上位計画というのではありませんが、大本となる考え方の判断基準、手本をしっかりさせないといけない、それがうまく反映された形でつながるようにしないとけない、そういう意味で「規範性」という言葉を使っているわけです。

○杉原委員 何となくわかりました。「規範性」というのは、要するに公的な縛りはないけれど、こうしてほしいという感じのものですか。

○事務局 「規範性」という言葉をわかりやすく言えば、基準とかお手本という言葉に、噛み

砕いて言えばなるのですかね。お手本でもないですが、それぞれの市町のマスタープランを作るにあたっては、まずは区域全体の考え方を…

○杉原委員 見本、モデルプラン、みたいな感じでしょうか。

○事務局 モデルでしょうか。全体の圏域の考え方をまずしっかり踏襲した上で、それをしっかり個々のものに反映させていただきたいと、そういう意味合いで使っているつもりなのですが。

○杉原委員 だから、ここにあるように、合わせてやらなくてもいいと。主体になるのは市町なので、そちらが独自でやっていくのは別に仕方がない？

○事務局 市町がそれぞれの判断で勝手にではなく、全体的な考え方を反映してもらいたい。当然、地域性などがありますので、独自色は出してもらわなければならないのですが、まず広域的な観点から周辺の市町への影響なども検討する意味で、まず広域的な区域全体の考え方を踏襲していただきたいというものです。

○杉原委員 勉強させていただきます。ありがとうございます。

○渡部委員 今の関連ですが、マスタープランと立地適正化計画との関係が、読んでいてわからないのですが。今、広島市では立地適正化計画を策定中で、聞いたところによると、あれを作ればいろいろな支援制度を活用できるということだと。国土交通省のホームページを読むと、立地適正化計画はマスタープランの進化版であるというような記述もあって、両方いるようなイメージで書いてあるけれども、立地適正化計画の方をしっかりと作れば目指すべき将来像に向けた都市計画のプランニングができるのかと理解できるのですが、その辺の関係はどういうふうになっているのですか。

○事務局 マスタープラン、立地適正化計画という言葉がいきなり出て非常にわかりにくかったかと思うのですが、立地適正化計画というのは、ご存知のように長い将来像を見据えて、特に人口減少社会の中で、真に居住を誘導していく区域ですとか、都市機能を誘導していく区域を限定して絞って示していきましょうという計画だと考えています。ですから、マスタープランの中で線引きされて市街化区域になっている中でも、将来的な人口等を見据えた上で、真に、本当に居住を誘導していく区域はどこかというのを示していくのが立地適正化計画だと思います。ですから、取って代わるとかそういう意味合いよりも、マスタープランの中での将来的な人口集積、都市機能集積を見据えた部分についての計画を作ります。そういう意味で立地適正化計画とマスタープランは、もの同士であれば対等、同等なものだと思いますので…。

○渡部委員 併存すべき？

○事務局 そこは両方勘案してまちづくりを考えていくべきだと。

○藤原部会長 ほかにありませんか。

○渡邊委員 細かいところを3つほど。ひょっとすると第3回の話に入ってしまうかもしれませんが、1つめが、皆さんも人口減少、少子高齢化という言葉は耳にタコができるくらい聞いていると思いますが、実は都市計画の一番計画の根拠になっているのが人口で、それも居住人口、住んでいる人口をベースにこれまで議論されてきています。人口減少、少子高齢化ということは、では街はもうそんなに広くなくていいんだね、という議論に、多分なってしまうのではないかと。もう少し専門的な言葉で言うと、人口フレームはどうするの、ということになるわけです。その議論が一つ大事だと思うので、そこが先々議論になるかなと思っているのが1つめです。

2つめが、それとも関係しますが、今も話があったコンパクト+ネットワークの「コンパクト」を目指すときの区域区分というのは、私はすごく意味があると思っていて、これは高度経済成長期の人口爆発のときに、いかに計画的に市街地を広げていくかという意味で区域区分があったわけですが、今度は逆に人口が減って行ってコンパクトにしないといけない、あるいは逆線引きをしないといけない。今まで市街化区域だったのが調整区域に変わるところが当然出てくるはずなので、やはり区域区分の意味というのは再確認する必要があるとあって、そうでないと、逆に区域区分は要らないと行って非線引きになってしまうような都市計画区域になると、それはやや乱暴な気がするので、ぜひとも運用方針の中で、区域区分の意味をきちんと明記して、その上で区域区分の運用をしていただきたいというのが2つめです。

3つめは、開発許可制度について。特に今回の豪雨災害で、広島県の場合は表層地質が真砂土だったりという特殊な地域なので、そういった地域における開発許可制度はどうあるべきかというのは、個人的には大きな論点ではないかと思えます。場合によっては広島県では特別に厳しくするとか、そういうのもあり得るのかもしれません。昨今の人口減少、コンパクト、災害などを考えたとき、具体的に都市計画制度は人口減の話と、区域区分の話と、開発許可の話は重要なポイントになると思うので、その辺も先々ご検討いただければと思います。

○事務局 具体的には、言われたように第3回以降の制度の運用方策、具体策の中で、何らかの考え方を議論していただくことになると思います。人口フレームにつきましては、言われましたように今のやり方でいけば、将来人口が減っていけば、人口フレームも減少し、都

市が縮小していくこととなります。その考え方ももちろん議論ではあるのですが、その辺は、ある程度密度を保つというのが皆さんの統一理解であれば、人口フレーム的には少なくなると思います。ただ、その他にも考えていくべきなのは、例えば産業のフレームをどうするか、それは人口とは別枠で考えるべきではないかという考え方もあるでしょうし、しっかり拡大していく方向で考えていきたいと思いますという考え方もあるでしょうし、そういったものも含めて、市街地の規模というのは具体的に決めていかないといけないので、またそのフレームの考え方については、具体策の中でお示しして、またご議論いただけたらと思います。

区域区分につきましても、これからますます集約型の都市構造を実現していくためには厳格にしていけないといけない、今言われたように逆線引きでもしてどんどん厳格に、開発していくところ、狭めていくところという考え方もありますし、全国的には区域区分というのはもう役割が終わったと、人口減少に向かって要らないからと廃止しているようなところもあつたりするわけですので、そういった実例等も踏まえながら、今後広島県、まあ広島県でも一律には言えないと思いますが、人口が増えているところも、既に減ってきているところもあるわけなので、そういったところで区域区分を今後どう適応していくかということも、これもまた具体方策の中で、どういう記述にしたいか、またお示しして議論していきたいと思います。

開発許可制度につきましても同じ話でありまして、開発許可に限らず、今回の災害を受けての危険な個所の取扱いですね、線引きにおける考え方ですとか、地区計画とか用途における危険な個所をどうしていくかと、そういった考え方も、まさに具体的な部分の中で、そういった書きぶりまでできるかということを検討していただけたらと思います。

○藤原部会長 先ほどの渡邊先生のご発言と、いまのご発言を組み合わせると、前半で議論した目指すべき将来像のところ、もしかしたら広島県独自のポリシーみたいなのがちゃんとあって、都市計画制度現存をそのまま適用できる場合と、場合によっては読み替えをしたり、自分たちの新たな制度設計みたいなものをコンセプトに入れた上で、どういうツールがあるのかを整理する。ないのであれば、もしかしたら作らないといけないかもしれないし、あるのはあっても逆行する考え方かもしれないので、今、赤枠と青枠の間のお話をしているように聞こえましたが、実はその前の将来像のところ、我々はどうしていきたいのだと、そしていきたいときに、いまある開発時代の線引き制度でうまくいかないのであればいくようにすればいいし、うまく適用できるのであればそれは使っていけばいい、というところをやった方がいいのではないかというのが、多分ご発言の趣旨だと思いますので、何か難しくなりつつありますが、将来像から赤枠のところを持っていく間に、今使える制度のツールを書いて、しかもツ

ルが足りない部分やツールでは困る部分は別出しで考えるということをやらないとだめだということだと思います。

広島県は、国が決めているものをそのまま適用するだけなのか、いやそうじゃない、自分たちはここをこうしたいというようなことに持っていくのか。「区域区分制度がなくなっていくから我々もなくなしていきます」なのか、先ほど渡邊委員が言われたように、「区域区分を新しい見方で使いこなして見せる」というのか、そういうところが多分、目指すべき将来像に入ってくるので、そこをちょっと整理した方がいいのではないかということだと思います。それでいいですか。

○渡邊委員 はい。

○藤原部会長 ほかにいかがでしょうか。

○太田委員 今言われたのは本当に大事なことをおっしゃったと思います。最初に申し上げたように、地球46億年の歴史からいうと花崗岩の風化の時期にもう入っていて、広島県はそこから引越してできないとしたら、広島県はそこにあるのだから、防災関係のいろいろな理系の専門家の方たちが、土地というものがこれからどうなっていくのか、どこまで土木事業でできることなのかなどを、今検討されていると思うので、ある意味そこがベースになると言ってしまってもいいかわかりませんが、そこに我々は住んでいるので、土地のことがわからないと線引きできないとか、そういう話ではないかと思うのです。ですから最初申し上げた、広島県の税金を使ってたくさんの専門家の方がいろいろな角度から見られると思うので、そのビジョン、それが土地で私たちはその上に住んでいる、住もうとしているのだから、それを踏まえて、丁度部会長が「使いこなす」と言われましたが、今あるツールを使いこなして、皆が「広島いいな、かつこいいな、住みたいな」と思えることができればいいと思いました。

○藤原部会長 ほぼまとめのコメントをいただきました。広島県に限らず中国地方は山側に有為な資源が昔からあって、気候も温暖なことから、標高の高い所に古くから人が住んでいる文化がある、そして産業が起きている。一方で、それがゆえに、今回のような知悉を超えた土砂災害が起きた場合に、どうしようもないような被害が出てしまっている。この歴史的な文化、地名から読み取れる、もう“砂何とか”とか書いてある地名のままの土砂災害が起きている。そういうことを考えたときに、昔の文化伝統を守って行って、危ないけどずっとやっていくという考え方と、一方で、いやもう花崗岩の風化度がここを超えている場合はもう無理だというふうにやってしまうかというのが、我々広島大学の中でいまディベートになっています。けど今回は花崗岩であろうが何とか岩であろうが全て崩れているので、この規模だともうどうし

ようもないという話にもなっています。そこは多分、太田先生がおっしゃるように、専門家の方がいろいろなことを言っているのだから、そこから情報収集をして、ということだと思うので、それを反映して「広島型」の都市計画のありようというのがどこかにないとだめだというのが、今日の結論のように思われます。

私個人でいうと、ある一時期、「ぜいたく」とか、「コンクリートから人へ」のときに非難された、あのときの高規格道路や新幹線があってくれたから今回助かったという思いがすごくあって、東広島が呉のようにならなかったのは新幹線があったおかげです。あるいは高規格道路、山陽自動車道というのが街の中を通ってくれていたから何とかなったのですが、ああいう価値ももう1回見直すべきかなと。お金が高いから、安いからというのではなくて、そういうのもあるので、いままでずっとあったシナリオで、10年に1回改訂するから適用し直しましたというのではなく、足りないところをくっつけてみるとか、場合によっては否定してみるようなこともやったらいいのではないかとというのが今日のご意見だと思いますので、そのように進めさせていただきたいと思います。

ほぼ時間ですけれども、どうしても発言が足りない方がありましたらお願いします。

(発言等なし)

よろしいようですので、この辺りでこのテーマについては閉じたいと思います。

用意された議事はこの辺りで終わりたいと思います。本日いただきましたご意見につきましては、事務局で再整理をしていただきまして、宿題がいくつか出ましたけれども、次回の部会で提示していただくということで、皆さんよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。そのようにさせていただきます。

それでは事務局へお戻いたします。

3 閉会

○司会 承知いたしました。いただきましたご意見については、内容・方針を整理いたしまして、次回の部会にてご説明させていただきます。

次回の部会については、10月に開催させていただきたいと考えております。委員の皆様には後日ご案内をさせていただきます。

それでは、皆様、本日はありがとうございました。

閉会15:49

第2回都市政策部会委員名簿

平成30年9月3日時点

氏名	所属等	備考
○ 渡部 伸夫	広島商工会議所副会頭	
○ 杉原 数美	広島国際大学教授	
○ 渡邊 一成	福山市立大学教授	
○ 藤原 章正	広島大学教授	審議会会長，部会長
西 名 大作	広島大学教授	審議会会長代理
○ 太田 育子	広島市立大学教授	
○ 村田 和賀代	県立広島大学准教授	
原 田 弘子	内閣官房地域活性化伝道師	
代 土 肥 豊	中国運輸局長	
平 谷 祐宏	尾道市長	
吉 田 隆行	坂町長	

都市政策部会幹事名簿

氏名	所属等	備考
小寺 洋	地域政策局長	
友道 康仁	土木建築局都市建築技術審議官	